

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 12 日 (火) 第 497 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (※) (生活衛生課取扱い) 1
- 鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (※) (子育て支援課取扱い) 1
- 鹿児島県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例 (※)
(産業立地課取扱い) 2
- 鹿児島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例 (※) (河川課取扱い) 2
- 鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例を廃止する条例
(※) (総務企画課取扱い) 3
- 鹿児島県公立学校情報機器整備基金条例 (※) (義務教育課取扱い) 3

条 例

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 1 号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例 (昭和45年鹿児島県条例第44号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「, 第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に,
「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 5 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改め, 「の各号」を削り, 同条第 1
号中「でい酔者又は言動が著しく異常な者」を「泥酔者」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

.....

鹿児島県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 2 号

鹿 児 島 県 安 心 こ ど も 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

鹿 児 島 県 安 心 こ ど も 基 金 条 例 (平 成 21 年 鹿 児 島 県 条 例 第 5 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。
附 則 第 2 項 中 「 令 和 6 年 3 月 31 日 」 を 「 令 和 7 年 3 月 31 日 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

.....

鹿 児 島 県 発 電 用 施 設 周 辺 地 域 企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金 条 例 を 廃 止 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 6 年 3 月 12 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 3 号

鹿 児 島 県 発 電 用 施 設 周 辺 地 域 企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金 条 例 を 廃 止 す る 条 例

鹿 児 島 県 発 電 用 施 設 周 辺 地 域 企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金 条 例 (昭 和 57 年 鹿 児 島 県 条 例 第 41 号) は ,
廃 止 す る。

附 則

こ の 条 例 は , 令 和 6 年 3 月 29 日 か ら 施 行 す る。

.....

鹿 児 島 県 特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 施 行 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 6 年 3 月 12 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 4 号

鹿 児 島 県 特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 施 行 条 例

(趣 旨)

第 1 条 こ の 条 例 は , 特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 (平 成 15 年 法 律 第 77 号 。 以 下 「 法 」 と い
う 。) 第 38 条 第 3 項 , 第 45 条 第 1 項 及 び 第 54 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き , 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 , 保
全 調 整 池 及 び 貯 留 機 能 保 全 区 域 の 標 識 の 設 置 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

(定 義)

第 2 条 こ の 条 例 に お い て 使 用 す る 用 語 は , 法 に お い て 使 用 す る 用 語 の 例 に よ る。

(雨 水 貯 留 浸 透 施 設 の 標 識 の 設 置 の 基 準)

第 3 条 法 第 38 条 第 3 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 め る 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 の 標 識 の 設 置 の 基 準 は , 特
定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 施 行 規 則 (平 成 16 年 国 土 交 通 省 令 第 64 号 。 以 下 「 省 令 」 と い う 。)
第 27 条 に 規 定 す る 基 準 の 例 に よ る。

(保 全 調 整 池 の 標 識 の 設 置 の 基 準)

第 4 条 法 第 45 条 第 1 項 に 規 定 す る 条 例 で 定 め る 保 全 調 整 池 の 標 識 の 設 置 の 基 準 は , 省 令 第 33
条 に 規 定 す る 基 準 の 例 に よ る。

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第 5 条 法第 54 条第 1 項に規定する条例で定める貯留機能保全区域の標識の設置の基準は、省令第 40 条に規定する基準の例による。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 5 号

鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例を廃止する条例

鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例（平成 24 年鹿児島県条例第 31 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

.....

鹿児島県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第 1 条 県が国から交付を受ける公立学校情報機器整備事業費補助金により、県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、鹿児島県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、県が国から交付を受ける公立学校情報機器整備事業費補助金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 市町村が行う第1条の事業について県が行う補助に要する経費

(2) 県が行う第1条の事業に要する経費

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和11年3月31日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した日（同日前に全ての事業の事業費の精算が完了した場合には、その完了した日）限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。